

議会議員の定数及び任期の取扱いに係る先進地事例関係資料(新設合併)

1)議会議員の在任特例等の全国的な状況

区 分	自治体数(協議会数)	構成比
設置選挙	34	28.6
在任特例	74	62.2
定数特例	11	9.2
計	119	100.0

2)議員定数の状況(法定定数26人の自治体)

(設置選挙)

定数	団体数	構成比
18人	1	8.3
19人		
20人	1	8.3
21人		
22人	1	8.3
23人		
24人	2	16.7
25人		
26人	5	41.7
協議中	2	16.7
計	12	100.0

(在任特例)

定数	団体数	構成比
18人	5	10.4
19人		
20人	3	6.3
21人	2	4.2
22人	12	25.0
23人		
24人	4	8.3
25人	1	2.1
26人	19	39.6
協議中	2	4.2
計	48	100.0

解散予定等の協議会及び議員の定数と任期について未協議・協議中の協議会は除く。

平成15年4月1日～平成17年3月末までの合併(予定)自治体の議員定数について調査

法定上限数(地方自治法第91条)

人口5万人未満の市及び人口2万人以上の町村	26人
-----------------------	-----

「議会議員在任特例・設置選挙経費比較表」

1) 3町村の現在の議員報酬

区 分	議 長			副議長			議 員			議会議員合計	
	報酬月額	人	年間報酬額	報酬月額	人	年間報酬額	報酬月額	人	年間報酬額	人	年間報酬額
田沢湖町	313,000	1	4,943,835	276,000	1	4,359,420	261,000	18	74,204,910	20	83,508,165
角館町	302,000	1	4,770,090	269,000	1	4,248,855	248,000	18	70,508,880	20	79,527,825
西木村	290,000	1	4,580,550	264,000	1	4,169,880	256,000	14	56,609,280	16	65,359,710
合 計		3	14,294,475		3	12,778,155		50	201,323,070	56	228,395,700
									共済費	18,955,200	
年間報酬額は、期末手当3.3ヶ月(6月160/100・12月170/100)、役職加算15%として積算。									年間所要額	247,350,900	

費用弁償等は含まず。

2) 在任特例と設置選挙の報酬額の比較

番号	在任適用期間		在任特例の報酬額(A)		設置選挙の報酬額(B)		A-B
1	平成17年9月末まで	6ヶ月	最高報酬	181,622,435	最高報酬	108,234,945	73,387,490
			最低報酬	170,473,610	最低報酬	102,847,950	67,625,660
2	平成17年10月末まで	7ヶ月	最高報酬	188,473,025	最高報酬	108,234,945	80,238,080
			最低報酬	179,162,190	最低報酬	102,847,950	76,314,240
3	平成18年3月末まで	1年	最高報酬	251,137,185	最高報酬	108,234,945	142,902,240
			最低報酬	238,757,070	最低報酬	102,847,950	135,909,120
4	平成18年4月末まで	1年1ヶ月	最高報酬	368,639,330	最高報酬	216,469,890	152,169,440
			最低報酬	350,421,020	最低報酬	205,695,900	144,725,120
5	平成18年9月末まで	1年6ヶ月	最高報酬	430,343,010	最高報酬	216,469,890	213,873,120
			最低報酬	409,103,260	最低報酬	205,695,900	203,407,360
6	平成19年3月末まで	2年	最高報酬	502,274,370	最高報酬	216,469,890	285,804,480
			最低報酬	477,514,140	最低報酬	205,695,900	271,818,240

■ 議会議員の任期等に関する資料 ■

■ 設置選挙・在任特例適用の場合の主な理由、効果・課題等

区 分	主 な 理 由 等				
設置選挙 (原 則)	・ 在任特例を適用すれば、経費がかかる。 ・ 特別職が失職する中で、議会議員のみ特例制度を適用することは、住民の理解が得られない。 ・ 在任特例の場合、首長の任期と議会議員の任期が異なるため、経費がかかる。 ・ 全議員が在任すると、議場の確保など議会運営が難しい。議場の大幅な改修が必要である。 ・ 旧町村における住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるという声があるが、議会議員の定数の範囲内で新たに選出された新市の議員が、旧町村それぞれの地域の均衡ある発展を目指して議員活動を行うことは可能であり、特に問題はないと考えられる。 ・ 合併における最大のメリットは経費の削減であり、人件費等を軽減する必要がある。また、合併時から少数精鋭で議会を行うことにより、議会運営の効率化が図られる。				
	<table><tr><th>効 果</th><th>課 題</th></tr><tr><td> ・ 必要経費を最小限に抑えることができる。（合併による人件費のメリットが速やかに生かせる。） ・ 現在ある議場が活用できる。 ・ 市長と同時に選挙を実施することができ、選挙経費が少なくてすむ。 ・ 新市の議会体制が速やかに整う。 </td><td> ・ 議員の不在期間が生じる。 ・ 新市の選挙による議員数が現況より減り、住民の意見が反映されなくなる可能性がある。 ・ 合併前の議員が任期途中で失職することで、その責務が果たせないこと。 </td></tr></table>	効 果	課 題	・ 必要経費を最小限に抑えることができる。（合併による人件費のメリットが速やかに生かせる。） ・ 現在ある議場が活用できる。 ・ 市長と同時に選挙を実施することができ、選挙経費が少なくてすむ。 ・ 新市の議会体制が速やかに整う。	・ 議員の不在期間が生じる。 ・ 新市の選挙による議員数が現況より減り、住民の意見が反映されなくなる可能性がある。 ・ 合併前の議員が任期途中で失職することで、その責務が果たせないこと。
効 果	課 題				
・ 必要経費を最小限に抑えることができる。（合併による人件費のメリットが速やかに生かせる。） ・ 現在ある議場が活用できる。 ・ 市長と同時に選挙を実施することができ、選挙経費が少なくてすむ。 ・ 新市の議会体制が速やかに整う。	・ 議員の不在期間が生じる。 ・ 新市の選挙による議員数が現況より減り、住民の意見が反映されなくなる可能性がある。 ・ 合併前の議員が任期途中で失職することで、その責務が果たせないこと。				
在任特例	・ 合併後の過渡期であり、新市の建設計画の執行状況等、合併に関わった議員が責任をもって審議し、周辺町村の発展に努力するためには、在任することが望ましい。多少の経費には代えられない。 ・ 協定項目について現在協議しているが、調整が新市発足後になる事項が多い。合併協議に関わった議員が地域の発展のため責任をもって処理すべき責務がある。そのためには、在任特例で在任することが望ましい。 ・ 現町村議員は概ね現町村内の各地区から選出されとり、合併の過渡期に地域の声を届けやすい。 ・ 原則を適用すれば、議員不在の町村がでてくることも考えられる。町村長が失職するからこそ、逆に議員が必要だ。 ・ 新市設置時、首長、議員が全員失職し、同時選挙をした場合、行政運営、サービス等において住民の混乱が予想される。これを最小限に抑える必要がある。 ・ 新市の予算審議、旧町村の最終決算に関わる責任がある。 ・ 旧町村議会で採択した請願・陳情に対する責任。 ・ 均衡のとれた地域の発展を現実のものにするには、旧町村の議会議員が一定期間在任し、地域住民の声を反映させる必要がある。				
	<table><tr><th>効 果</th><th>課 題</th></tr><tr><td> ・ 議員不在の空白期間が生じない。 ・ 旧町村単位に議員が在任することになり、住民の不安を払拭することができる。 ・ 議会体制の変化を緩和できる。 ・ 現議員の任期を一定期間担保できること。 </td><td> ・ 合併の趣旨である経費削減のタイミングが遅れる。（事務経費も嵩む。経費が抑制されない。） ・ 旧町村意識が残り、新市の一体性の醸成に影響を及ぼす可能性がある ・ 全議員が在任すると、議場の確保など議会運営運営が難しい。議場を確保する経費がかかる。 ・ 市長選挙と市議会議員選挙が別に行われるため、選挙経費が倍増する。 ・ 議会の意思決定スピードが低下する。 </td></tr></table>	効 果	課 題	・ 議員不在の空白期間が生じない。 ・ 旧町村単位に議員が在任することになり、住民の不安を払拭することができる。 ・ 議会体制の変化を緩和できる。 ・ 現議員の任期を一定期間担保できること。	・ 合併の趣旨である経費削減のタイミングが遅れる。（事務経費も嵩む。経費が抑制されない。） ・ 旧町村意識が残り、新市の一体性の醸成に影響を及ぼす可能性がある ・ 全議員が在任すると、議場の確保など議会運営運営が難しい。議場を確保する経費がかかる。 ・ 市長選挙と市議会議員選挙が別に行われるため、選挙経費が倍増する。 ・ 議会の意思決定スピードが低下する。
効 果	課 題				
・ 議員不在の空白期間が生じない。 ・ 旧町村単位に議員が在任することになり、住民の不安を払拭することができる。 ・ 議会体制の変化を緩和できる。 ・ 現議員の任期を一定期間担保できること。	・ 合併の趣旨である経費削減のタイミングが遅れる。（事務経費も嵩む。経費が抑制されない。） ・ 旧町村意識が残り、新市の一体性の醸成に影響を及ぼす可能性がある ・ 全議員が在任すると、議場の確保など議会運営運営が難しい。議場を確保する経費がかかる。 ・ 市長選挙と市議会議員選挙が別に行われるため、選挙経費が倍増する。 ・ 議会の意思決定スピードが低下する。				

〔 参考資料：合併協議会資料・報告書等より 〕

■ 議会議員の身分の取扱い(新設合併)

1．特例を適用した理由(先進事例)

- ・あきるの市：現議員として、合併後のまちづくりを見届けたい。
- ・篠山市：議員の任期は、わずかしかなかったが、議員発議で協議会を作った経緯もあり、１年間ぐらいは地域のことを見届けたい。
- ・あさぎり町：新町においても、地域の実情等を熟知した現議員が合併後１年間は責任をもって予算執行等を見定め、平成１６年度当初予算編成まで在任することが適当であると認められたため、平成１６年４月末日まで在任とした。
- ・東かがわ市：合併前の各町の町行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画の円滑なる実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を現議員の責任で見届ける。
- ・千曲市：合併前の議員が新市建設計画の実施状況を一定の期間見届けることが、新しいまちづくりのスタート時において必要と考えた。新市建設計画に沿った、１年間を通した最初の予算である平成１６年度の終了する平成１７年３月議会で確認した後、１ヶ月猶予した平成１７年４月末日までとした。
- ・上天草市：合併時点の議員の責任をもって新市の行政運営をある程度見届けたい。
- ・周南市：合併直後の混乱を避け、新市の円滑な運営のため、現行の議員が責任をもって新市の基礎づくりをすべきであり、そのためには、２年間は必要である。
- ・四国中央市：特に町村の住民の不安を払拭するため、また、現議員が法の許す範囲内で新市を見守るため、１年１１ヶ月の在任とした。

2．原則(設置選挙)を適用した理由(先進事例)

- ・観音寺市・山本町・大野原町・豊中町・豊浜町・財田町合併協議会
：１市５町の合併関係特別委員会で協議した結果を踏まえ、「合併の効果を最大限に活かし、新市における円滑な議会運営を図るため、在任特例を適用せず、地方自治法で定める議員の定数の上限数の３０人で、合併後５０日以内に設置選挙を行う。」ことが提案され、提案のとおり確認された。
- ・京丹後市：１町を除く５町の特別委員会において、特例を適用しないという意見にまとまり、また、協議会が実施した住民意識調査の中の合併に期待することの項目で、行政経費の削減への期待が多かったことを重視した。
- ・高島市：合併により財政面での効果である、人件費の節減の観点から、特例を適用させるのは、住民への説明責任が果たせない。町長が失職するのであれば、議員も失職して、新市において新しい市議会議員を選ぶべき。
- ・天草市：各市町の議会で検討した結果、２市８町のうち、２市６町は原則どおり、人口の少ない２町については、在任特例を適用すべきとの意見であったが、強硬な主張はなく、地方財政の効率化が、天草地域の合併の目的のひとつであることから、特例を適用しないことにした。